

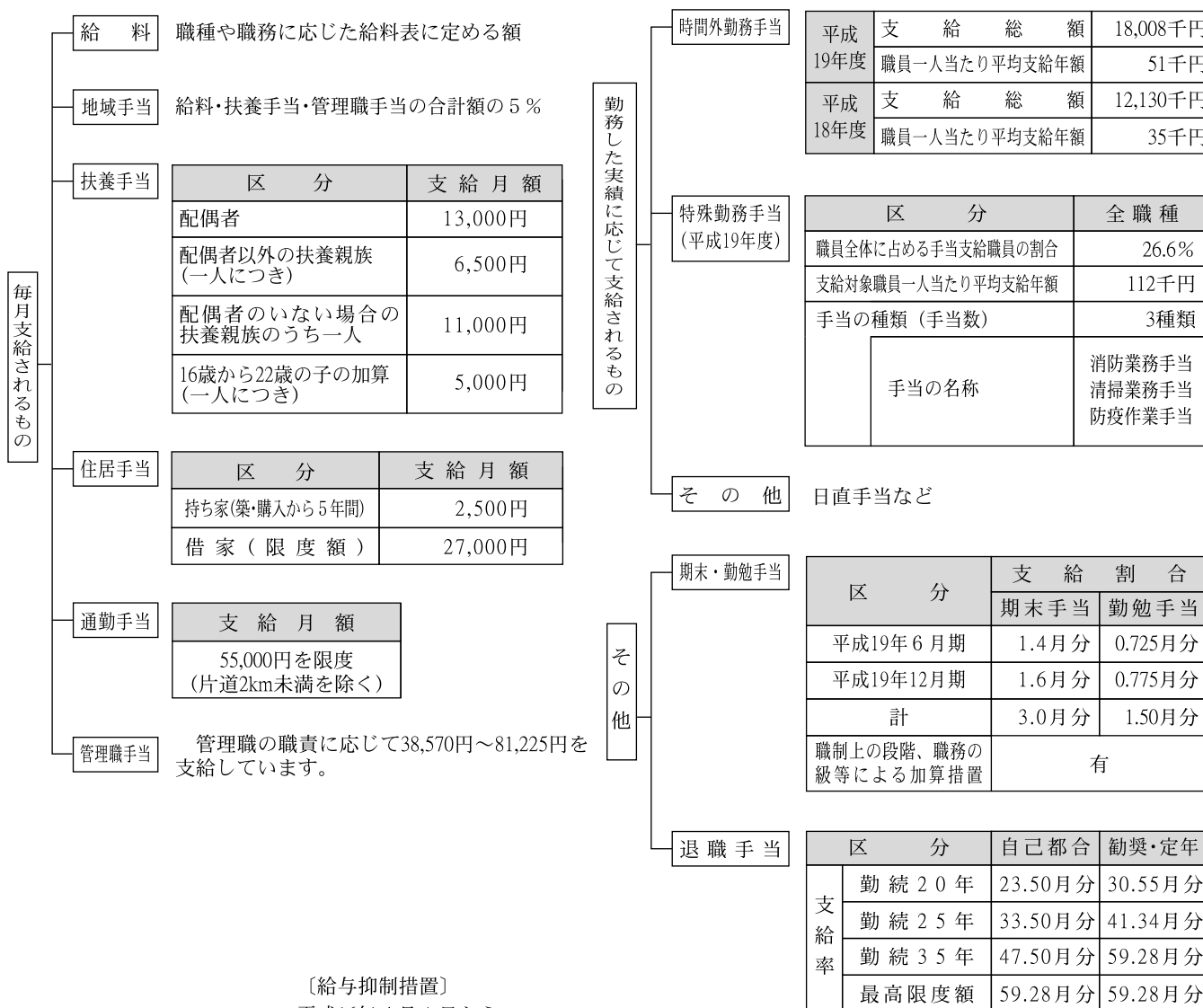
⑥職種別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	一般行政職	税 務 職	准看護師 保健師 栄 養 士	保 育 士	消 防 職	企 業 職	技 術 能 労 務 職	教 公 務 員 教 育 員	計
職 員 数	153人	14人	9人	36人	76人	15人	43人	2人	348人
構 成 比	44.0%	4.0%	2.6%	10.3%	21.8%	4.3%	12.4%	0.6%	100%

(注)・教育長は除きます。

- ・企業職は水道、温泉の職員
- ・技能労務職は清掃業務員、給食調理員、学校用務員、自動車運転員、ホームヘルパーなどの職員
- ・教育公務員は幼稚園の教諭

⑦給与の種類とその内容(平成20年4月1日現在)



〔給与抑制措置〕

- 平成16年4月1日から
 - ・特殊勤務手当のうち保育業務手当を不支給としています。
- 平成17年4月1日から
 - ・特殊勤務手当のうち徴収事務にかかる手当を不支給としています。
 - ・賞与時の役職加算率を一律2.5%減としています。
- 平成19年4月1日から
 - ・給与構造改革の一環として、管理職手当を定額化し、一律5%減としています。

退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。